

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の 一部改正について【報告】

- 令和 2 年 1 2 月 2 2 日にユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議（第 4 回）を持ち回りで開催し、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の一部改正を決定。
- 改正内容は、大会の 1 年延期に伴い、ユニバーサルデザイン 2020 評価会議の設置期限を 1 年延長（2020 年→2021 年）するもの。（詳細は別紙参照）

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画
 (平成 29 年 2 月 20 日 ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)
 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正案	現行
<p>Ⅰ. 基本的考え方</p> <p>1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として） 我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。</p> <p>世界中から障害のある人も含めあらゆる人が集い、そして、障害のある選手たちが繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にするのできる 2020 年パラリンピック競技大会は、この共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会である。1964 年の東京大会は、「パラリンピック」という名称が初めて使われ、車椅子使用以外の障害のある選手が初めて参加するなど、我が国の障害のある人々の社会活動参画を促す大きな契機となったが、<u>2021 年</u>の東京大会は、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機であり、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出すきっかけとしたい。</p>	<p>Ⅰ. 基本的考え方</p> <p>1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として） 我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。</p> <p>世界中から障害のある人も含めあらゆる人が集い、そして、障害のある選手たちが繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にするのできる 2020 年パラリンピック競技大会は、この共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会である。1964 年の東京大会は、「パラリンピック」という名称が初めて使われ、車椅子使用以外の障害のある選手が初めて参加するなど、我が国の障害のある人々の社会活動参画を促す大きな契機となったが、<u>2020 年</u>の東京大会は、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機であり、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出すきっかけとしたい。</p>

2. (略)

3. 今後の施策の実行性担保

上記を踏まえ、今後、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画としてとりまとめた施策の実行性を担保していくためには、継続的に施策毎にその実施状況を確認しつつ、次年度に実施する施策を障害のある人の視点を反映して検討する必要がある。このため、国に対して助言を行うユニバーサルデザイン 2020 評価会議を、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議 心のバリアフリー分科会及び街づくり分科会を母体として、内閣官房に設置する。本会議は、構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占めることを条件に、その他学識経験者等で構成し、内閣官房を事務局とする。2017～2021 年 の間、上記の体制により、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の施策の実行性を担保する。本会議において毎年度検討する内容及び手順は以下の通りとする。

1) (略)

2) (略)

II. (略)

III. (略)

2. (略)

3. 今後の施策の実行性担保

上記を踏まえ、今後、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画としてとりまとめた施策の実行性を担保していくためには、継続的に施策毎にその実施状況を確認しつつ、次年度に実施する施策を障害のある人の視点を反映して検討する必要がある。このため、国に対して助言を行うユニバーサルデザイン 2020 評価会議を、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議 心のバリアフリー分科会及び街づくり分科会を母体として、内閣官房に設置する。本会議は、構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占めることを条件に、その他学識経験者等で構成し、内閣官房を事務局とする。2017～2020 年 の間、上記の体制により、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の施策の実行性を担保する。本会議において毎年度検討する内容及び手順は以下の通りとする。

1) (略)

2) (略)

II. (略)

III. (略)